

令和7年6月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第9章の2 就労選択支援</p> <p>第1節 基本方針(第160条の2)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第160条の3・第160条の4)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第160条の5)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第160条の6～第160条の9)</p> <p>第10章～附則 (略)</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1)および(2) (略) (3) 支給決定障害者等 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) (略) (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章、<u>第8章、第9章および第10章</u>から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条～第121条 (略) (準用)</p> <p>第122条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、<u>第29条、第30条第4項、第33条(第1項および第2項を除く。)</u>から第42条までおよび第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第121条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章～附則 (略)</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1)および(2) (略) (3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) (略) (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章<u>および第7章</u>から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条～第121条 (略) (準用)</p> <p>第122条 第9条から第21条まで、第23条、第28条<u>から第30条まで</u>、第33条(第1項および第2項を除く。)から第42条までおよび第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第121条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第122条にお</p>

122条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第122条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第123条～第160条 (略)

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第160条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス

(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の7の2に規定する者について、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第160条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下

「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第160条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第160条の5 第82条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第160条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他

いて準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第122条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第123条～第160条 (略)

のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価および整理の実施)

第160条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合は、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際は、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第160条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

(準用)

第160条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条（第2項第1号を除く。）、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条および第156条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合にお

いて、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第160条の9において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第160条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第160条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第160条の9において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針

第161条～第170条 （略）

（就労選択支援に関する情報の提供）

第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うものとする。

第171条～第183条の3 （略）

（準用）

第184条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第145条、第146条および第170条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第183条の2」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第184条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「療養介護計

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針

第161条～第170条 （略）

第171条～第183条の3 （略）

（準用）

第184条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第145条および第146条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第183条の2」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第184条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第184条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「療養介護計

画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第184条において準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第184条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第184条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第185条～第188条 (略)

(準用)

第189条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条、第170条の2、第179条第6項および第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第189条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第189条において準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第189条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第189条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第189条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計

画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第184条において準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第184条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第184条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第185条～第188条 (略)

(準用)

第189条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条、第179条第6項および第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第189条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第189条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第189条において準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第189条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第189条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第189条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読

画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第190条～第192条 (略)

(準用)

第193条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第145条(第1項を除く。)、第146条、第170条の2、第179条第6項、第180条から第182条までおよび第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第191条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項および第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第193条において準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第193条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第193条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第193条の2～第200条の2の7 (略)

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の2の8 (略)

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業(法第5条第19項に規定する特定相談支援事業をいう。)を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第190条～第192条 (略)

(準用)

第193条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第75条、第76条、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第145条(第1項を除く。)、第146条、第179条第6項、第180条から第182条までおよび第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第191条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項および第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第193条において準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第193条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第193条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第193条の2～第200条の2の7 (略)

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の2の8 (略)

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業(法第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。)を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 および 4 (略)
以下 (略)

3 および 4 (略)
以下 (略)

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p><u>第5章の2 就労選択支援 (第60条の2～第60条の8)</u></p> <p>第6章～附則 (略)</p> <p>第1条および第2条 (略)</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から<u>第5章までおよび第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)</u>は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第2章 療養介護</p> <p>第4条～第60条 (略)</p> <p><u>第5章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の7の2に規定する者について、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p><u>(規模)</u></p> <p><u>第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)</u>が当該事業を行う事業所(以下「<u>就労選択支援事業所</u>」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員およびそ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章～附則 (略)</p> <p>第1条および第2条 (略)</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第2章 療養介護</p> <p>第4条～第60条 (略)</p>

の員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。

ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有する事業者でなければならない。

（評価および整理の実施）

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合は、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求め

るものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際は、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条および第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

第61条～第68条 (略)

(就労選択支援に関する情報の提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うものとする。

第69条～第83条 (略)

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで、第53条および第68条の2の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第

第6章 就労移行支援

第61条～第68条 (略)

第69条～第83条 (略)

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条

3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

第85条および第86条 (略)

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第68条の2、第71条、第73条から第75条までおよび第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

以下 (略)

第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

第85条および第86条 (略)

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条までおよび第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

以下 (略)

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第48条 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者もしくは障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業もしくは同項に規定する特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第48条 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者もしくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業もしくは同項に規定する特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>